

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 5月 21日

寝屋川市長 様

住所 寝屋川市豊里町31番1号
提出者氏名 サカエグラビヤ印刷株式会社
代表取締役 下田公博
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 072-828-5345

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	サカエグラビヤ印刷株式会社
事業場の所在地	寝屋川市豊里町31番1号
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	15：印刷・同関連業
② 事業の規模	製品生産m数：1439万m
③ 従業員数	54人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

（日本産業規格 A列4番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（廃ウエス）
	排出量	124.1 t	24.15 t
	（これまでに実施した取組） ・ 原材料、製造工程の詳細な見直し ・ 印刷現場での啓蒙と指導 ・ 分別の徹底と法改正への早急な対応 ・ コロナ禍及び経済不況の影響で生産数が落ち込み、非効率化により増える廃棄物に対処した ・ 現場主体でインキの残肉を積極的に使用し、廃棄物の減量に努めた		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（廃ウエス）
	排出量	135 t	25 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 今期も目標は達成したものの、その理由は不況による生産数量の落ち込みが顕著であるためであり 生産数量の落ち込みに頼らない、本質的な削減を目指して廃棄物の発生の削減・非効率化によるロスの低減に努める ・ 現場主体の残肉の積極的活用は、若手が主体的に取り組んでいることもあり非常に効果を上げていますので、引き続き継続する		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 引火性廃油をより細かく分別する事で一部を一般廃油として処理 ・ 廃ウエス、強酸は個別で収集している
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 現状を推し進めていく

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

強酸
2.4 t

②計画

強酸
4 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（廃ウエス）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
	・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（廃ウエス）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		
	・特になし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（廃ウエス）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組）		
・特になし			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（廃ウエス）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組）		
・特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

強酸
0 t

②計画

強酸
0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

強酸
0 t
0 t

②計画

強酸
0 t
0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（廃ウエス）
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（廃ウエス）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（廃ウエス）
	全処理委託量	124.1 t	24.15 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	24.15 t
	再生利用業者への処理委託量	124.1 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・引火性廃油を引火点で分ける事により、一部を一般廃油として処理する事で減量化。・その他の特別管理産業廃棄物も個別に分別し、中和・無害化・焼却等の適正な処理を行っている。・処理業者と連携を密にし、臨機応変に対応する。・残肉を廃棄しないように創意工夫。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状

強酸
0 t

②計画

強酸
0 t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

強酸
2.4 t
2.4 t
0 t
0 t
0 t

②計画	【目標】		
	特別管理産業 廃棄物の種類	引火性廃油（再生）	引火性廃油（廃ウエス）
	全処理委託量	135 t	25 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	0 t	25 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	135 t	0 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 廃液の発生の抑制として残肉使用の推進を進める。 ・ 各削減成果の見える化を図り、現場の人員を中心に啓蒙する ・ 現状を維持し、各目標値が達成になる様に柔軟に対応していく。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 令和 6 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	150.65 t	
	(今後実施する予定の取組) ・ 特別管理産業廃棄物、その他の産業廃棄物も電子マニフェストに移 行済み。・ 現状を維持し、法改正等にも柔軟に対応していく。		
※事務処理欄			

②計画

強酸
4 t
4 t
0 t
0 t
0 t

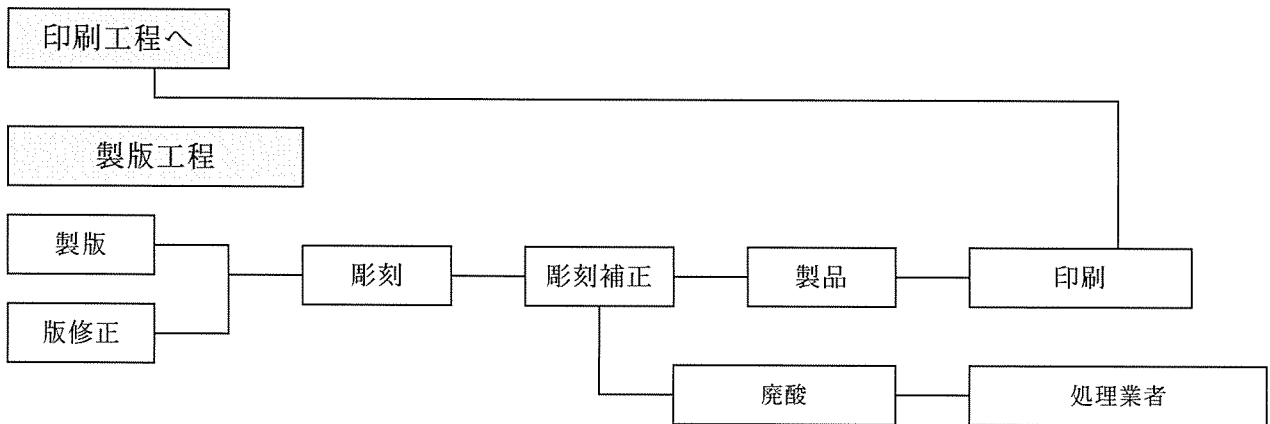
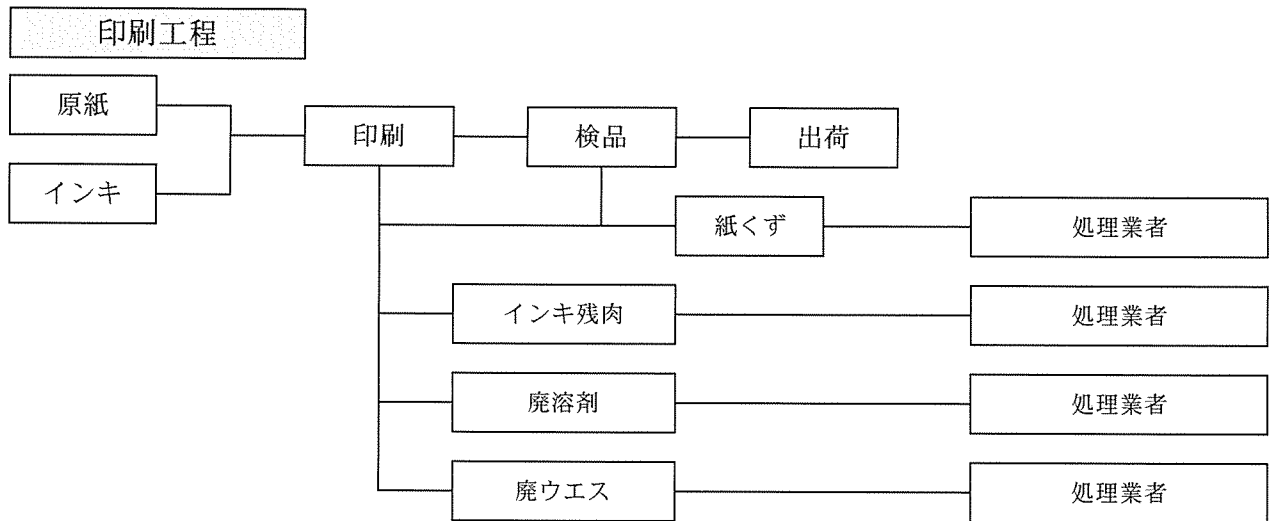
(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

印刷・製版行程フローシート

(別紙1)

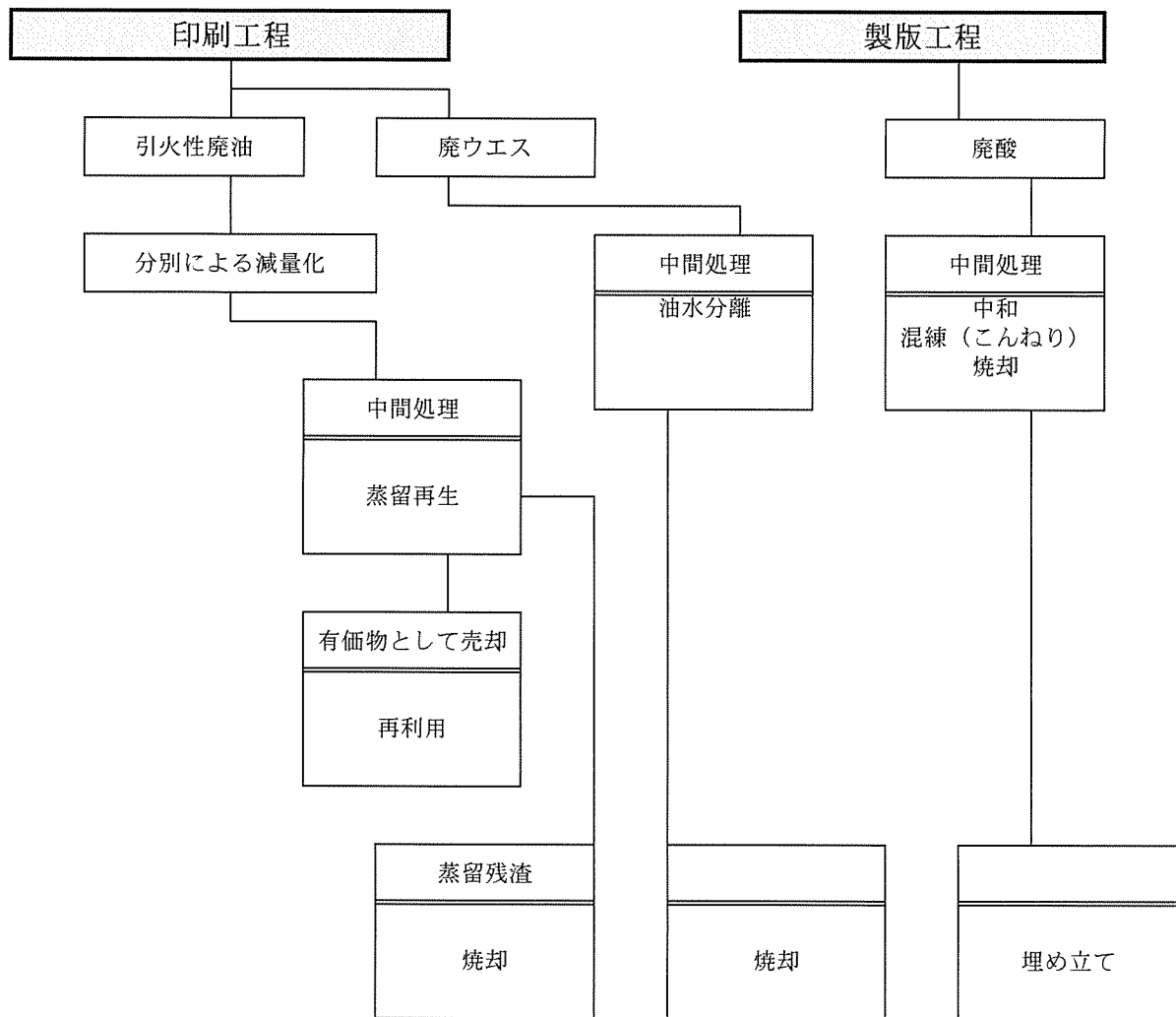


特別管理産業廃棄物

廃溶剤の成分	顔料・ウレタン樹脂・硬化剤	20～30%
	酢酸エステル類	70～80%
廃ウエス	上記と同じ	
廃酸の成分	塩化第二鉄液	

特別管理産業廃棄物処理工程フロー

(別紙2)



* 油水分離

減量化の為、水を混ぜる事で浮かんだ油分を廃油として処理残った排水を脱水した後、残渣分を焼却処理。

* 混練
(こんねり)

中和して無害化したうえで、セメントに練りこんで埋め立て地に使用。

特別管理産業廃棄物の社内処理体制

(別紙3)

